

宮城学院女子大学

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		宮城学院女子大学		設置者名		学校法人 宮城学院			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業 者数	免許状 取得者数		教員 就職者数	
						実数	個別		
学芸学部	英文学科	90人	中一種免(英語)	昭和29年度	103人	11人	10人	3人	
			高一種免(英語)	昭和29年度			11人		
	日本文学科	100人	中一種免(国語)	昭和39年度	123人	34人	29人	4人	
			高一種免(国語)	昭和39年度			33人		
	人間文化学科	90人	中一種免(社会)	平成7年度	105人	13人	9人	0人	
			高一種免(地理歴史)	平成7年度			11人		
			高一種免(公民)	平成7年度			8人		
	音楽科	35人	中一種免(音楽)	昭和29年度	28人	15人	14人	1人	
			高一種免(音楽)	昭和29年度			15人		
	生活文化デザイン学科	70人	中一種免(家庭)	平成12年度	86人	17人	17人	1人	
			高一種免(家庭)	平成12年度			17人		
	国際文化学科	90人	中一種免(社会)	平成12年度	108人	9人	4人	0人	
			高一種免(公民)	平成12年度			2人		
			中一種免(英語)	平成19年度			5人		
高一種免(英語)			平成19年度	5人					
心理行動科学科	50人	高一種免(公民)	平成19年度	73人	1人	1人	0人		
児童教育学科	50人	幼一種免	平成19年度	66人	63人	57人	37人		
		小一種免	平成19年度			57人			
発達臨床学科	80人	幼一種免	平成12年度	90人	84人	84人	26人		
食品栄養学科	100人	養一種免	平成12年度	109人	30人	14人	9人		
		栄一種免	平成17年度			17人			
入学定員合計		755人	合計		891人	277人	420人	81人	

大学名		宮城学院女子大学(大学院)		設置者名		学校法人 宮城学院			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)				
研究科	専攻等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業 者数	免許状 取得者数		教員 就職者数	
						実数	個別		
人文科学研究科	英語・英米文学専攻	4人	中専修免(英語)	平成7年度	1人	1人	1人	0人	
			高専修免(英語)	平成7年度			1人		
	日本語・日本文学専攻	4人	中専修免(国語)	平成7年度	4人	2人	2人	1人	
			高専修免(国語)	平成7年度			2人		
	人間文化学専攻	4人	中専修免(社会)	平成11年度	7人	0人	0人	0人	
			高専修免(地理歴史)	平成11年度			0人		
高専修免(公民)			平成11年度	0人					
生活文化デザイン学専攻	4人	中専修免(家庭)	平成17年度	2人	1人	1人	1人		
		高専修免(家庭)	平成17年度			1人			
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	4人	養専修免	平成20年度	4人	1人	0人	0人	
			栄専修免	平成20年度			1人		
入学定員合計		20人	合計		18人	5人	9人	2人	

備考	<p>・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。</p> <p>・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月15日（木）

実地視察大学：宮城学院女子大学

実地視察委員：八尾坂修委員、佐々祐之委員

【全般的事項】

○教員養成に関する教育課程、教員組織等についていくつかの改善点が確認された。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○平成19年度に、幼稚園及び小学校教諭の教職課程を置く児童教育学科が設置され、教職課程委員会において中学校及び高等学校教諭の教職課程を担当していた教員の多くが、児童教育学科における教員養成に関わるようになった。その結果、実質的には1名のみが、専属で中学校及び高等学校教諭の教職課程を担当している状況となり、教職課程委員会の機能が弱まっていると見受けられる。また、教職課程は、各学科の専門科目である教科に関する科目と教職に関する科目で構成され、学科ごとに認定を受けているにも係らず、各学科は、一部学科を除き、教職課程の運営に関知しているようには見受けられず、教職に関する科目を担当する特定の専任教員にほぼ委ねられている状態であった。

教職課程委員会は、教職課程の全体の運営を担い、教職課程の編成方針、各科目の目的・内容・評価等を調整する機能を果たすことが求められているとともに、教職を志す学生が使用する施設・設備や図書等の整備を図る観点からも極めて重要な役割を担っている。教員養成を目的としている児童教育学科及び発達臨床学科以外の学科においても、一定程度の免許状取得者及び教員就職者を出している以上、今後、全学組織としての教職課程委員会の機能強化を図り、教職を志す学生の教職に係る学修環境の向上を図るようにすること。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

○シラバスの記載等について、下記の点が確認された。教職課程は、教員免許状という資格を付与する課程であり、その内容については、法令の規定に基づき一定程度の標準性が求められるものであることから、教職課程委員会を中心とした授業内容及び授業方法等に関するファカルティ・ディベロップメント等の実施を通じ、各シラバスの内容・記載方法の改善を図り、教職を志す学生が当該授業の履修を通じて修得可能な教員としての必要な知識・技能を明確にするとともに、実際の授業に反

映させるよう努めること。

なお、教職に関する科目の共通開設については、「7. その他特記事項」に記載していることにも留意すること。

- ・教職課程に係る各授業科目の内容が抽象的であり、特に、教職に関する科目については、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があった。このため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。
- ・児童教育学科においては、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を含むこととしている「教育方法論」において、「倍（分数倍・小数倍）と等分」、「比」を扱うこととしており、明らかに内容が異なっているにもかかわらず、そのまま登録をされていた。
- ・児童教育学科においては、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」と「幼児理解の理論及び方法」を、一つの授業科目である「教育相談（幼児理解の理論および方法を含む。）」として開設しているにも係らず、幼稚園教諭の教職課程として必ず含めることが必要な「幼児理解の理論及び方法」が扱われていなかった。（なお、「幼児理解の理論及び方法」は、法令上、小学校教諭の教職課程には必要とされておらず、このまま「幼児理解の理論及び方法」を授業内容として扱った場合、小学校教諭の教職課程における「教育相談（幼児理解の理論および方法を含む。）」として求められている内容が十分に学修できない恐れがあることにも留意すること。）

3. 教育実習の取組状況

○学生の6割以上が母校実習となっている。大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣において実習先を確保することが望ましいが、学生が出身地の学校への就職を希望する等により、やむを得ず遠隔地における教育実習を行う場合においても、大学が、実習先の学校と連携し教育実習に関わる体制を構築するとともに、公正な評価となるように努めること。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○発達臨床学科、児童教育学科及びその他の学科で、教職指導体制（教職指導に係る施設・設備の整備状況を含む。以下同じ。）にかなりの差があり、特に、開放制により教員養成を行っている学科等に所属する学生については、丁寧な教職指導体制が整備されていないように見受けられた。教職センターも整備されていたものの、学生が自由に出入りできるほどのオープン性が確保されておらず、わずかな専任教員の個人的努力に大きく依拠している。

教員養成を目的としている学科等であっても、開放制により教員養成を行う場合

であっても、教員免許状という資格を取得するという点では同じであることから、就職指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、大学として計画的・組織的に教職指導体制を整備するようにすること。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○地元教育委員会の実施する学校現場体験に係る事業に関する情報を提供する等の取組みは行われていた。また、社会との連携を旨とする別の組織においては、学校現場との積極的な連携が図られていた。

一方、教職課程センターにおいては、教職指導という観点から、教職課程を履修している学生に対する学校現場体験等の機会の確保を積極的に図っているとは認められなかった。

教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、教育委員会や学校とより一層の連携・協力体制を強化していくこと。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

○学習指導要領、教科書及び指導書等の図書については、発達臨床学科及び児童教育学科の各図書室並びに教職課程センターにそれぞれ分散されて配架されており、特に、教職課程センターでは、当該教科書や指導書等をいつでも利用可能な環境とは認められなかった。

また、図書館には教育学に関する図書・雑誌等が置かれていたが、十分な図書が整備されているとは認められなかった。

大学における教員養成の原則を踏まえれば、教育学に関する基本的な理解を図ることも極めて重要であることから、図書館において教職関係の図書・雑誌等を充実させるとともに、教科書や指導書等については、教職課程を履修している学生の利便性を考慮した整備を図るよう努めること。

7. その他特記事項

○幼稚園又は小学校教諭の課程と中学校及び高等学校教諭の課程については、教職課程認定基準4－8（2）に基づき共通開設が認められる場合にのみ、当該共通開設をしている授業科目を担当する専任教員を両課程の専任教員として位置づけることが可能である。

一方、貴学の場合、幼稚園又は小学校教諭の教職課程を置く発達臨床学科及び児童教育学科と、中学校及び高等学校教諭の教職課程を置く学科等は異なるため、教職に関する科目の共通開設は認められていないにも係らず、中学校及び高等学校教諭の教職課程の教職に関する科目を担当するとされている6名の専任教員のうち、4名は発達臨床学科又は児童教育学科においても専任教員として位置づけられており、また、指導法を担当する1名の教員についても、児童教育学科に籍を有しているため、実質的には1名の専任教員（契約教員）のみが、中学校及び高等学校の教職課程に専属で携わっている状況となっている。

このことから、早急に教職課程認定基準を満たすよう、共通開設及び専任教員の配置を見直すこと。